

第27次消防審議会 (第6回)

日時：平成27年6月22日
場所：主婦会館プラザエフ

第27次消防審議会（第6回）

【圓増課長補佐】 開会に先立ちまして、傍聴席の報道関係の皆様をお願いいたします。

一般の取材につきましては、審議会終了まで行っていただいて結構でございますが、撮影につきましては、冒頭の資料説明が始まるまでとさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第27次消防審議会の第6回会議を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

なお、本日は、片田委員、清原専門委員が、所用によりご欠席でございます。

議事に入ります前に、前回第5回会議以降に就任した新任幹部職員をご紹介申し上げます。

山口英樹総務課長でございます。

【山口総務課長】 山口でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【圓増課長補佐】 米澤健防災課長でございます。

【米澤防災課長】 米澤でございます。よろしくをお願いいたします。

【圓増課長補佐】 山田常圭消防研究センター所長でございます。

【山田消防研究センター所長】 山田でございます。よろしく申し上げます。

【圓増課長補佐】 以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お配りしております議事次第に記載のとおり、資料1、資料2、資料3-1、3-2、資料4、資料5という形で配付いたしております。配付漏れの資料はございませんでしょうか、ご確認をお願いします。

また、今回も前回までの会議資料を参考までに卓上に置かせていただいておりますので、必要に応じてご参照いただければと存じます。

それでは、議事に入りたいと存じます。以後の進行につきまして、室崎会長をお願いしたいと存じます。

よろしくをお願いいたします。

【室崎会長】 おはようございます。それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

まず、議事次第をごらんいただきますと、きょうは三つの審議事項と一つの報告事項と

いうことになってございます。

一つ目の審議事項は、今後のこの消防審議会の調査なり審議の進め方について、改めてお諮りさせていただくものでございます。

それから、二つ目と三つ目が今日の主たる議題になりますけれども、二つ目の議題は、第4回、第5回の審議の中でご意見をいろいろいただいたわけですが、地域における防災主体の役割分担というところにつきまして、今までの論点をまとめていただいたものです。その論点を踏まえて、きょうはさらに深くご意見を伺いたいというふうに思っております。

三つ目は、二つ目の地域における防災主体という議題とも関係するのですが、前回の中間答申を取りまとめた際に、地域防災力の充実強化という一つの流れの中で機能別団員制度を充実するという事で中間的なご意見もいただいたのですが、それに関する現状のデータなりを示していただいて、きょうの議論の中にもそれを含んでいただければというふうに思っております。

今日の全体の進め方は、まず、この三つの審議事項と一つの報告事項を最初に順番にご報告いただいて、その後、議論を残された時間でやるということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず最初に、今後の調査審議の進め方ということについて、山口総務課長からご説明をよろしく願いいたします。

【山口総務課長】 それでは、私のほうから、資料1に基づきまして、今後の調査審議の進め方について、若干ご説明をさせていただきます。

今、室崎会長からお話のあったとおりでございますが、1枚おめくりいただきまして、2枚目のところに、これまでの第1回から第5回までの開催経緯をつけさせていただいております。昨年6月の第3回の審議会におきまして、中間答申についてご審議を賜り、中間答申をいただいております。その後、昨年11月の第4回のときの今後の調査審議の進め方の中では、もとに戻りまして1枚目でございますが、基本的な方針のところ、ことしの夏を目途に答申をとということで、一度、昨年11月にお諮りをさせていただいております。その後、第4回、第5回と、大変多くのご意見等を賜っております。そういったことも踏まえまして、会長ともご相談させていただきまして、本日は、第6回目といたしまして、前回、前々回、ご意見いただいたようなことを踏まえて、地域における防災主体の役割分担と、それと関連いたしまして機能別団員制度について実態調査等を行っております。

すので、そういったことについてご報告の上、ご審議を賜りたいと思っております。次回第7回につきましては、本日、片田先生はご欠席でございますけれども、片田先生にもできればご出席賜りまして防災教育についてご議論賜った上で、その後、これまでいただいたさまざまなご意見等を中心に、第7回と第8回で総合的なご議論を賜りたいと考えております。その上で、今回の第27次の消防審議会の委員の先生方の任期は来年1月までということ踏まえまして、年内には答申を賜ればと考えています。

以上、資料1につきまして、私のほうからご説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【室崎会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、二つ目の地域における防災主体の役割分担というのと、三つ目の機能別団員制度について、河合地域防災室長から一括して、ご報告、よろしくお願ひいたします。

【河合地域防災室長】 地域防災室長の河合です。よろしくお願ひいたします。

資料2について、まずご説明いたします。地域における防災主体の役割分担ということで、論点を挙げさせていただいています。これまでの審議会における主なご意見ということで三つほど代表的なものを書かせていただいています。二つ目のポツの最後のところにもありますように、多様な主体間で役割を整理する必要があるというご意見を複数の委員の方からいただいた、こういったことを踏まえて、特に今日は、消防団と女性防火クラブ、自主防災組織、これらについての役割を整理する議論を深めていただければということで、論点を幾つか挙げさせていただいております。

まず、消防団でございますが、消防団は、ほかの二つと決定的に違うのは、これは消防組織法上の消防機関であって、指揮命令で動くというところでありまして、したがって、有事の際、火災・災害の際に、よりそういう指揮命令系統の下で役割が期待できるというところが違ってくるのかなと思います。

一方で、最近増えている女性の消防団員などを中心に予防や啓発だけをするという消防団もいて、そうすると女性防火クラブとの違いがなかなか見えにくいということでありまして、そういったものも含めて、女性消防団の位置づけ、活動範囲というものは、改めて考えていく必要があるということでございます。

それと、これは主なご意見の二つ目のポツの上のところにあります。何でも屋さんみたいなことで、高齢者宅の雪おろし、雪おろしが全て任務ではないとはもちろん言えない

わけでありますが、雪国で市内全部のお宅の雪おろしするというのはおよそ不可能なことでありまして、草刈りであるとか、こういった、ある意味非常に組織的に動ける、地方に行けば行くほど人数がある程度確保できるという組織は、消防団しか現状なくなってきたという状況に照らして、必ずしも消防組織法上の消防の任務とはちょっと言えないのではないかとこのところまで多数引き受けていると。これを行ってはいけないということではないかと思うのですけれども、やはりある程度、本来の任務はここまでののかなというような、負担軽減の観点からの整理も必要ではないかというのが、三つ目の論点です。

また、これは中間答申のときにもご議論いただきましたが、サラリーマンの方が非常に増えているということと、企業の社会責任ということを踏まえますと、自衛消防組織として各企業においてある程度まとまった要員がいらっしゃる、この組織を取り込むことを考えるべきではないかというのが、四つ目でございます。

次に、女性防火クラブであります。参考資料として、前にもお出ししたものを若干数字などリバイスして、女性防火クラブについて改めてご説明の資料を設けておりますが、昭和37年の消防庁長官通知に基づき発足いたしまして、今回、消防団等充実強化法第18条において初めて法律上位置づけられたという組織でございます。女性防火クラブの活動内容は、火災予防や応急手当の普及啓発が中心となるのではないかと思います。ただ一方で、消火活動をやっておる。あるいは、その訓練も日々やっておる。そして、東日本大震災など大災害では避難所での炊き出しといったことで、火災予防というもの、あるいは応急手当の普及啓発といったものにとどまらない活動をされておるものも見られるということでございます。

次のページになりますが、先ほどの消防団との裏返しになりますが、公的組織ではないと。指揮命令にも属さない。したがって、報酬などもございません。そういうボランティアの組織であると。そういう意味では住民の集まりであります自主防災組織と基本的な性格は同じになってくるかと思いますが、ただ、防火・防災というものに特化しておるという専門性と、昭和37年以来続いておるという継続性、こういったところが住民の単なる集まりである自主防災組織とは違ってくるのではないかとこの論点でございます。

それから、前回、委員のほうから公務災害補償についてのご意見もあったところでございますが、おそらく多くの場合、女性防火クラブの方が消防業務に従事して何らかのけが等をされた場合というのは、民間協力者について補償するという消防法上の規定がありますので、そちらで補償の対象になってくるのではないかと。それを超えて消防団員と全く

同じような公務災害補償ということになりますと、掛け金が発生してきたり、いろんなことが来ますので、女性防火クラブ全てを公務災害補償に入れていくというよりは、消防団員と形式上兼務していただくとか、そういったことを検討していく必要があるのではないかとというのが、次の論点であります。

3番目の自主防災組織については、後でもご説明しますが、「白馬の奇跡」とも言われたところで、今回、自主防災組織と消防団の方が活動したことによって、地震の際、一人も犠牲を出さなかった。その自主防災組織は実はほとんどが消防団のOBの方であったといった事例からも明らかになりましたとおり、消防団OBが地域の自主防災組織の中核となっておるということが多くと。そういうところこそ地域力が強いというところでありまして、その連携が重要ではないかと。

二つ目は、これもふだんの予防・啓発が中心になってきますが、災害時には、避難の呼びかけであるとか、要援護者の救助・避難の支援、こういった役割が期待されているということになってくるのではないかとということでございます。

とりあえず、(1)(2)(3)というふうにそれぞれについて書いてきたところでございますが、地域によってそれぞれ違ってくるので一律には整理できないということで、地域事情について触れているのが(4)でございます。一つ目は、特に都会の常備が充実している地域では、どうしても消防団の活動というものは非常に見えにくいといいますが、常備の方が表に出て活躍される部分が多くありますので、ただ、そういった地域においてもいろんな、縁の下の支えといいますか、そういった活動を消防団がしているということで、都市部でも、常備が充実している地域でも、消防団の役割が重要であるということをしかりと啓発していくべきではないかということなんです。

二つ目は、大規模災害になりますと人手は幾らあっても足りないわけでありまして、特に消防職団員OBをはじめとするシニア世代や学生の方々を大規模災害限定の機能別団員として確保すべきではないかということです。これは都会か地方かに関係はないのですけれども、特に人口密集地域ではそういった論点が出てくるのではないかと思います。これは次の資料3の機能別の話とも関連してまいります。

三つ目は、これもどちらかというとも都会の話になるのですけれども、これは消防団とか自主防災組織という防災の世界だけの議論ではなくて、そもそも地域コミュニティ自体が都市部では非常に希薄になってきている。ただ、そういったところでも、災害・防災という観点であれば、改めて町内会の人が集まる、そういうきっかけになるという事例もた

くさんあるということでございますので、防災部局だけでなく、他部局とも連携して、自主防災組織の育成を図る、あるいは消防団を充実することが、ひいては地域コミュニティーの再生にもつながるといような、総合的なアプローチが必要ではないかという論点であります。

四つ目は、これも複数の委員からご意見がありました。地域によっては、これはむしろ常備があまり充実していないところになるのかもしれませんが、常備だけではたくさんの方の要員が確保できないところについては、ある程度、常備に近いといえますか、常備を補完するような消防団といったものも、議論の対象になってくるのではないかということでございます。

次に、資料3といいますが、次の論点の機能別団員についてのことでございますが、その議論の論点の前に、今回、非常に細かいデータを、ことし4月1日現在の数字を資料3-1としてご用意しましたので、まずそのご説明をいたします。なお、この平成27年4月の数字というものは、各消防本部といろいろ調整して細かいところの詰めをしております。まだ最終的な確定の数字が出ておりませんので、あくまでもこの議論のための暫定値というご理解をお願いしたいと思います。

まず、1ページでございますが、これは条例定数と実員との差を見たものでございまして、特に実員の中でも基本団員だけで条例定数がほとんど埋まってしまっているというのがある意味理想の姿であります。これを全国で見ますと、一番下の欄ですが、合計で、条例定数が一番左、93万1,699人に対して、実員数がその隣の85万9,935人、さらに基本団員だけに限りますと84万4,180人ということで、右から三つ目の欄が、基本団員による充足率、どれだけ基本団員だけで条例定数を満たしているかということが、全国平均で90.61%、約1割が欠員になっているという状況でございます。

次の2ページ目は、それを県ごとに、条例定数とのすき間の絶対値が少ない、数字が少ない、比較的しっかりと条例定数が埋まっている県から順番に並べたものでありまして、沖縄県、福井県、鳥取県、こういったところが非常に少なくなっています。一方で、岩手県、宮城県、熊本県あたりは、すき間が非常に大きくなっているという状況であります。

次の3ページは、その隣の基本団員の充足率、先ほど全国平均が90.61%と申し上げた、この充足率のいいところから順番にということでございまして、福井県、滋賀県というところは95%以上が基本団員だけで条例定数を埋めていただいている。一方で、大阪府、岩手県、宮城県といったところは85%を割り込む状況になっているということで

ございます。

次の4ページは、機能別団員といいましても二種類ございまして、各分団、地域にある分団に1人1人が機能別団員として入っていらっしゃるタイプのものと、機能別分団ということで、機能別団員だけで分団をつくって、まとまって活動されている。よく、女性分団というようなものができるとかというようなニュースが最近多いのですけれども、そういったタイプのものと、どちらの機能別団員のほうが多いかというものでございまして、これが全国計で、圧倒的に、各分団に、地域に属していらっしゃる方のほうが多いということです。1万5,755人の機能別団員に対して、1万2,884人が分団所属ということで、残り2,871人のみが独立して機能別分団としていらっしゃるということです。県ごとに見ていくと、機能別分団のほうが多いという県、あるいは滋賀県や山口県のようにお一人も分団所属はいらっしゃらないところもありますけれども、多くの県で、消防団というのはやはり地域密着型ということかと思いますが、地域で活動していただくのが大原則という、機能別団員でもそういう状況になっているということでございます。

次の5ページは、今の表について機能別団員の数が多い県から順番に並べたということで、岐阜県、大阪府、熊本県、愛知県、こういったところは非常に機能別団員を積極的に入れていただいているということでございます。一方で、鳥取県、沖縄県は、一人も機能別団員はいらっしゃらないということです。

次の6ページから、ちょっと横になって恐縮ですけれども、円グラフでありまして、今度は機能別団員がどのような機能に限定されているかというので見たものでありまして、圧倒的に多いのが、水色になっております、⑤の大規模災害限定の団員ということでございます。次に多いのが、赤いところの一部の役割のみ担う団員というのが10%ほどいらして、この一部の役割というのは、実はこのアンケートをとったときには女性消防団員のように予防・啓発活動だけを行うというようなものが多いのかなあというふうに思っておったのですけれども、実際、内訳を見てもむしろ逆で、予防・啓発はやりませんと。火災出動だとか、水防活動だとか、そういった現場活動のみ行うという方が1,282人、予防だけ行うという方が267人、こういった形になっているということで、おそらく、女性消防団員として予防・啓発のみを行われている方は、機能別団員に分類されているのではなくて、基本団員に多くは分類されているのではないかというふうに思えるわけでございます。次に多いのが、②の短時間勤務団員という、肌色のような色になっているところでございます。こちらも10%弱いらっしゃいます。これは主に、勤務地団員といいま

すか、平日の昼間、勤務先でのみ活動しますというような人が、9.9%ということでございます。

次のページは、同じような円グラフでございますが、これは機能別団員の中でも各地域の分団に所属されている方だけでとった場合でありまして、こうするとますます、大規模災害限定の方が8割近くということでございます。

それに対して8ページは、残りの、数的には少ないですけれども、機能別分団として機能別団員だけが独立して活動されているものについては、逆に赤の一部の役割のみを担う団員の方が割合的に多くなっているということでございます。

9ページは、また違った話でございますが、機能別団員の中で、一番下の参考というところに小さく書いてありますが、基本的に消防団員は5年以上勤務すると退職報償金というものが支給されるわけでございますが、大学生のように4年間の大学の期間だけしか活動しないとか、そういった活動の任用期間が5年未満であることが最初からわかっている方と、大規模災害限定の方のように何年かに1回しかないような大規模災害しか出ないというような形で、極めて事務の範囲が限定されていると。こんな人にまで同じように退職金を出したのではほかの団員との公平性が保てないとか、そういった事情がある方については退職報償金の対象外とすることができる。したがって自治体は掛け金を払わなくてもいいと、そういう制度がございまして、この制度を導入していただいているのは、この9ページにある21団体、全国でまだ21団体のみでございますが、人数にして2,108人がそれを使われている。今までの資料は27年4月1日現在で、これは26年10月1日現在ですので、ちょっと数字は違いますけれども、一万五、六千人いらっしゃるような機能別団員の中でも2,100人だけが退職報償金の対象外になっているという状況でございます。これをもう少し拡充したほうがいいのか、どうなのかというようなことも、後で論点に掲げているところでございます。

10ページは、今度は逆に、一番最初に条例定数とのすき間というのを見ましたけれども、条例定数とのすき間がない、基本団員だけで条例定数を100%満たしている、ある意味理想的な消防団が各県にどれぐらいあるかというものでございまして、一番下の欄の全国計で、全国に2,210の消防団があるうち、約1割の217の消防団は基本団員だけで全て定数が埋まっているという状況でございます。これを団員数で見ますと、一番下の※ですけれども、充足率100%である消防団の実員数は全実員数の4.96%、大体5%ぐらいということで、団員数ベースで見ると5%ぐらい、団の数で見ると10%ぐら

いが条例定数を全て基本団員で満たしているという状況で、次の11ページは充足率の高い県から並べているものでありまして、沖縄県は団員数の絶対数がかなり少ない特殊事情がありますので、その次という意味では、福井県、群馬県あたりは非常によく基本団員を確保していただいているということかと思えます。一方で、34位の岩手県以下は、条例定数がいっぱいになっている消防団が県内に一つもないという状況でございます。

次の12ページは、今度は機能別団員がお一人でもいらっしゃるという消防団が県内に幾つあるかというものでございまして、これも一番下の全国計2,210の消防団のうち、お一人でも機能別団員がいらっしゃる団というのは322、約15%、14.57%ということでございます。この12ページの一番右下の欄に85.97という数字がございまして、これが基本団員による充足率です。つまり、機能別団員の制度を導入している消防団、322の消防団だけを取り出した基本団員による充足率は85.97%ということで、全体の充足率は先ほど90.61%でしたので、やはり基本団員による充足率がより低いところが機能別団員を導入されているという実態が読み取れるわけでございます。

次の13ページは逆に、機能別団員が全くいらっしゃらない消防団だけを取り出して同じ数字をとったもので、一番右下の数字が92.28%と、明らかに12ページと13ページで数字が違います。つまり、基本団員である程度満たしているところについては、機能別を入れるまでもないという状況になっているということでございます。

次の14ページは女性団員について調べたもので、統計の都合上、なかなかきれいな数字がとれなかったのですけれども、女性団員ということで、今、女性分団などをつくって女性だけが独立して活動するというものが非常に目立ってきているところでございますが、実際、統計で見ますと、基本団員として女性分団をつくっているというようなものがおそらくたくさんありますので、それがちょっと数字に入っていないのですが、あくまでも女性のみで機能別団員として活動されている人はどれだけいますかという数字をとりますと、非常に低いと。分団に所属している女性のみ機能別団員というのが347人、女性分団としてやっているのが189人ということで、圧倒的には、基本団員などとして活動されている、そういった方が多いという数字でございます。

次の15ページからは、機能別団員と一口に言っても、先ほど円グラフのところで①から⑤のタイプというようなものをご説明しましたが、そのそれぞれについてかなり事情が違っておるであろうということで、抽出調査をいたしたというものでございます。一つ目が、円グラフのところで①のタイプと申しますか、特殊技能を持っている、そういうタイ

プのものでございます。福井県永平寺町は建設重機オペレーターという機能別団員制度でございまして、これは、大規模災害なり、重機が必要になるような災害だけ出てこられるというものであります。その結果、真ん中の欄の一番右のところのところに年間出動回数とありますが、永平寺町の基本団員の方の41回の出動に対して、重機の方は3回しか出動がない。その隣の訓練も基本団員の11回に対して3回しかないというようなことを踏まえまして、年額報酬は、一般団員2万円に対して、4,000円というふうに低く抑えられている。ただ、出動手当、退職報償金の掛け金は同じ。被服については、重機を扱うのに適当な服装ということで、ちょっと違う活動服を与えられているということです。

次の16ページも同じく①の特殊技能団員タイプなのですが、今度は宮崎市の水
上バイク隊というものでございまして、これも今の永平寺町と似ておるのですが、
出動回数は3回、訓練は9回ということで基本団員と同じ回数をされておりますが、そう
いったことを踏まえて、年額報酬はゼロにされているということです。手当と退職報償金
は同じで、被服は、水上バイクですので、当然、一般の方とは違う、おそらく水着タイプ
のものを貸与されているということだと思います。

次の17ページは、②のカテゴリーで、平日・昼間限定のように時間帯を限って活動さ
れている、佐賀県佐賀市の県庁部という県庁職員のみで分団をつくっている例でございま
して、これも、出動回数は2回、訓練も2回しか、1年間でやっていないということ踏
まえて、年額報酬を5,200円と、低く抑えられている。ただ、それ以外の待遇は基本
団員と同じにされているということでございます。

次の18ページは松山市の例で、これは郵政職員の方の機能別団員ということござい
ます。これは、松山市さんのほうからは、平日・昼間限定なりの②のタイプというこ
でございまして、ご報告いただいているのですが、活動内容という欄を見ていただくと大規模災害発
生時における情報収集活動と書いてありますので、そういう意味では、②というよりは、
⑤の大規模災害限定団員に実際は近いのではないかと思います。現に、年間出動回数は
ゼロ、訓練は2回ということで、非常に少ない。こういったことを踏まえまして、報酬が
4,400円、それから退職報償金の対象にはしていないということでございます。あと、
被服も機能別の特別の被服を貸与されているということで、待遇をだいぶ変えていらっし
やいます。

次の19ページの新潟県燕市は、今度は③のタイプで、一部の役割のみを行う。一部の
役割のうち、これは女性団員で、予防・啓発活動のみを行う方の例でございます。これに

については、年間の出勤回数は、広報活動が4回、災害出勤はゼロ、訓練の回数も3回と、ちょっと少ない。こういう状況ではありますが、報酬、手当、退職報償金、被服、全て基本団員と同じ待遇にされているという例です。

次の20ページは、同じく③の一部の役割のみを担うタイプのうち、今度は逆に、災害時だけ出勤されて、予防・啓発・広報は行わないというもので、この活動内容のところの三つ目の丸にあるとおり、多くがOB団員であるということでございます。年間の出勤回数は2回。OBである程度熟練されておるので、訓練回数はゼロです。こういったことを踏まえまして、年額報酬は5,000円。それから、年限を2年に区切っているということで、退職報償金も対象外ということにされております。

次の21ページは、長野県伊那市ですが、これは④のタイプで、イベントのみで活動するというので、音楽隊でございます。音楽隊ですので災害時の出勤ということは全くない団員でいらっしゃるのですが、音楽は、それなりにみんな集まって、時々、訓練と申しますか、練習をしないと、いざというときにできないということがございますので、訓練を年間7回されている。これも、個人の訓練・練習は多分しょっちゅうされているのでしようけれども、まとまった練習だけで7回。それから、実際、イベント等での出勤も11回ということで、ほぼ毎月のようにあるという形態になろうかと思っております。こういったことで非常によく活動されていることを踏まえて、年額報酬、出勤手当、退職報償金、全く同じ待遇と。ただ、被服は、一般の活動服で演奏するというわけにもいきませんので、特別な服を貸与されているということでございます。

次の22ページも同じく④のイベント等での活動ということで、高岡市の例ですが、今度はカラーガード隊でございます。これはもっと訓練が頻繁にありまして、48回、おそらく毎週1回集まって練習をされているということです。出勤は3回ということで、これもやはり今の音楽隊と同じで、非常に訓練をよくされているということで、報酬、退職手当、全て同じと。被服だけが違うということになっております。

23ページは、⑤のタイプの大規模災害限定ということで、熊本市の大学生による大規模災害限定機能別団員ということでございます。年間出勤回数はゼロ、訓練も4回のみ。こういったことを踏まえて、報酬が8,000円、退職報償金も、大学生ですので基本的に5年以内であろうということもあって、ゼロということになっております。被服も、特別な服と。大学生の場合は、アポロキャップとTシャツだけ貸与みたいな、そういう災害ボランティアのような感じの活動服を与えられている例もよくあるかと思っておりますけれども、

異なる待遇ということでございます。

⑤の例のもう一つが、最後の24ページの茨城県古河市であります。ただ、古河市のほうからは⑤の大規模災害限定ということで報告があったのですけれども、実際には年間出勤回数6回ということで、活動内容の二つ目の丸を見ましても、「担当区域の水火災・災害または、捜索活動等において、通年昼夜を問わず出場する。(主に日中の火災)」とありますので、おそらくこれは、⑤というよりは、③の一部の役割のみを担う、その一部の役割が予防・啓発以外の災害出動だけというタイプではないかと思われるのですけれども、こういった例で、訓練は全くされてない。OBですので、必要ない。こういったことを踏まえまして、年額報酬はゼロと。OBですので、退職金もすでに出していますので、退職報償金もゼロと。そういう待遇になっているということでございます。

資料3-1がこういった状況でございまして、これを踏まえまして、資料3-2で論点をまとめております。

まず、機能別団員についていろいろとご意見をいただいて中間答申で盛り込まれたものをもう一度改めて書き起こしておるということで、勤務地団員について、それから、若者・大学生について、女性について、2ページに行って、シニア世代の確保について、いろんなご意見をいただいたことを踏まえて、今回改めてもう少し掘り下げた議論をしていただきたいという論点を次に掲げておるということでございます。

2ページの2の(1)でございますが、そもそも基本団員と機能別団員を何とか定義したほうがいいのではないかとということでございます。先ほどから何度か女性のところで申し上げたとおり、女性団員として全く同じような活動をされておっても、それが基本団員になっている地域もあれば、機能別団員になっている地域もあって、同じ活動をしておるのに、扱いが違ったり、待遇が違ったりします。それは、地域ごとにそれぞれ市町村消防ですので、全く同じように全国一律やれというものでもございませぬので、構わないのですけれども、国として、こういったものは基本団員ですねと、こういったものは機能別に位置づけて待遇を変えたほうがいいんじゃないですかみたいな、基本的なスタンスというものを改めて定めたほうがいいのではないかと、定めることができないかと、という論点でございます。

一番下の四つ目のポツのところ、例えばこんなふうに定義してはどうかということで、活動機会が限定されていて、恒常的な活動実態が認められていない、そういった方が機能別団員で、基本団員は、国民の生命、身体及び財産を保護する任務、これは消防組織法上

に書かれている任務ですけれども、これを恒常的に行っているということで、国民の生命、身体及び財産を保護する任務というのは、何も災害現場に出ることだけではありません、常備の消防職員であっても予防だけをやっている職員というのがいるのと同じで、消防団員であっても予防だけをふだんはやっているけれども、それは消防の任務をやっているということです、女性団員が全てこれで外れるということではないと、そういう理解の意味でございます。

次の3ページは、まず、(2)は分類で、先ほど円グラフで①から⑤に書いておいたものをもう一回改めて書いております。

(3)ですが、機能別団員制度についてですけれども、今、機能別団員を議論しておりますが、最初に大原則として、やはり基本団員をしっかりと確保していく、先ほど条例定数の1割は穴があいているという資料がございましたけれども、その穴があいているところを穴埋めする、ほんとうは基本団員が欲しいところを機能別団員でとりあえず代替手段ということで安易に穴埋めするというのはあまりよろしくないのではないかという考え方を示したほうがいいのではないかとということでございます。

二つ目のポツは、一方で基本団員のみで条例定数を全て満たしている市町村というものも15%ほどあったと、福井県に至っては3分の1がそういう状況であるということで、そういったところは全くこれでいいのかというと、やはり大規模災害になってくると人手は幾らあっても足りないわけで、そういったところで、条例定数がいっぱいなので大規模災害限定の団員を確保したいと思ってもできない、あるいは、それをしようと思うと条例定数を引き上げてその分財政負担が生じるということでなかなか二の足を踏むという、そういったところに対しては何らかの、条例定数をふやしてでもやろうというようなところに対する優遇措置というものを考える必要があるのではないかとということでございます。

三つ目のポツは、機能別団員の中には、非常に役割を小さく限定してやっている機能別団員もいれば、逆に、高度技能を持っていて、普通の基本団員ではなかなかできないような特殊技能を持っている方とか、OBの方なんかもある意味指導的役割に入っていたとか、機能別と一口に言ってもいろいろあるわけでありまして、あまり機能別というのは安易に穴埋めに使っちゃいけないよというような、そういうネガティブな評価をするばかりでなくて、積極的にこの機能別というものをもう少し評価してあげてもいい場面があるんじゃないかと、そういう論点でございます。

(4)は、具体的事例ということで、10団体ほど実態の個票を見ていただきましたが、

それをとりあえず一覧にまとめたものでありまして、これは今回抽出したわずか10ほどの団体を表にまとめるとこうなるというものでございまして、国としてこうあるべしというのは、これを参考にしながら今後議論を深めていただければなあというふうに思っております。

資料3については以上でございますが、資料4までが私の担当でありまして、これは、「最近の消防団の活動事例」ということで、昨年11月の長野県北部地震における活動、これは先ほど申し上げた「白馬の奇跡」の話でございます。それから、これは現在進行中でございますが、口永良部島についても、屋久島の町自体は常備消防完備でございますが、口永良部島には常備はいらっしゃらないということで、消防団員のみで初動対応をされた。今も一時帰島等をされる際には消防団が中心になって活動されているという、そういう活躍のご紹介でございます。

以上でございます。

【室崎会長】 どうもありがとうございました。

報告が少し続きますけれども、最後のご報告です。ネパール地震災害に対する国際緊急援助隊の派遣についてということで、黒川参事官からよろしくお願いいたします。

【黒川参事官】 国民保護・防災部の参事官をしております、黒川と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、座って説明をさせていただきます。

私のほうからは、ネパール地震災害に対する国際緊急援助隊の派遣についてということで、簡単にご報告をさせていただきたいと思っております。

お手元に資料5と書かれている「ネパール地震災害に対する国際緊急援助隊の派遣について」の資料が配付されておると思っておりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

まず最初に、御存知の先生方もいらっしゃると思っておりますけれども、簡単に、国際緊急援助隊の概要につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。4ページをごらんいただきたいと思います。

国際緊急援助隊と申しますのは、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づきまして、被災国または国際機関からの援助要請に基づいて派遣されるチームでございまして、4ページの図の左下の国際消防救助隊の位置づけというところをごらんいただきたいと思います。国際緊急援助の中には、いわゆる人的援助と物的援助（緊急支援物資を供与するもの）、それから資金援助（緊急に資金を供与するもの）がございまして、国際緊急援助隊と申しますのは、人的援助を総称するものでございます。その中に幾つかチームがござ

いまして、救助チーム、医療チーム、専門家チームなどがございます。この中で、今回、ネパールの方に私ども消防からも主力となって派遣いたしましたのは救助チームでございまして、この救助チームと申しますのは、消防、警察、海上保安庁、外務省、JICA、こういったところからそれぞれ人を出し合って、編成されるチームでございます。

具体的な派遣に至るまでの手続を簡単に申し上げますと、その上の要請から派遣までの流れというところを御覧いただきたいのですが、まず、被災国ないしは国際機関、こちらのほうから援助要請があるわけでございます。この援助要請が外務省に入りまして、これがあると、外務省から関係の省庁、消防、警察、海保、こういったところに協議がございまして、派遣が可能ということになれば、この国際緊急援助隊を派遣するということになります。その際に、総務省消防庁のほうから登録消防本部のほうに隊員の派遣要請を行うということになっているわけでございます。

では、具体的にその派遣要請がどういうふうに行われるかということですが、国際緊急援助隊の中の国際消防救助隊、これは消防関係の隊員をそのように呼んでおるわけでございますけれども、この国際消防救助隊の派遣に関しまして、当番表というものをあらかじめ作ってございます。これは、実際に災害が起きて消防庁長官が登録の各消防本部に派遣要請をする日によりまして、どこの消防本部に派遣を要請するかということをおあらかじめ決めているものでございます。第1順位と第2順位というものに分けまして、第1順位で七つの消防本部、第2順位として四つの消防本部が各日に分けて登録されておりまして、長官が派遣要請をした日、その日に当たる消防本部のところに要請をさせていただくという形で、迅速果敢に消防チームを派遣できるような体制をおあらかじめ整えているわけでございます。

1ページおめくりいただきますと、日本の緊急援助隊、救助チームということになりますけれども、救助チームの構成というものが決まっております。近年は総勢70人で救助チームを構成するというようにしてございまして、関係省庁・JICAからそれぞれ人を出して、団長は外務省の方、副団長には関係省庁・JICAから人を出し、さらにそれぞれ得意とする分野に応じて隊員を招集して、このような形で編成をするということにしているわけでございます。

1ページおめくりいただきますと、国際緊急援助隊ということで、これまでの派遣の実績を地図とともに書いてございます。今まで、ネパールも含めまして19回の派遣がございまして、

簡単ではございますけれども、国際緊急援助隊の概要のご説明はこれまでにさせていただきます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、今回の派遣について、簡単にご説明をさせていただきますと思います。

まず、地震が起こったネパールという国でございますけれども、人口が約2,649万人、面積は14.7万平方キロということで、北海道の1.8倍ぐらいの国でございます。首都はカトマンズでございます、今回の地震は、首都カトマンズから北西約80キロという、首都に非常に近い地点で起きたわけでございます、これが大変大きな被害をもたらしたということでございます。

被害の概要でございますけれども、ネパール政府の発表によれば、死者が8,699名、負傷者が2万2,498名ということで、大変多くの方が被害に遭われたということでございます。邦人の被害に関しましては、6月2日現在ということでございますけれども、死亡された方が1名、負傷者が1名ということで被害状況が入っております、これ以外には重大な被害の情報というのは届いていないような状況でございます。また、家屋の被害などにつきましては、全壊が約30万棟ということでございますけれども、これは5月7日のネパール政府の発表でございます、おそらくは、ネパール全土で見ますともっと多くの家屋が全壊しているのではないかと思います。また、一部損壊家屋は約26万9,000棟、こういう発表でございますけれども、これも同じように、ネパール全土で見ればもっと多くの被害がおそらく発生しております、それが情報として入っていないということだろうと思います。

1枚めくっていただきますと、国際緊急援助隊救助チームの活動概要ということで、派遣された時点から、派遣から戻ってきた、その後の経過につきまして、簡単に表にまとめてございます。まず、4月26日(日)、これは、4月25日に地震が起こりましたその次の日でございますけれども、12時にはもう既に成田国際空港に国際緊急援助隊救助チームが集結しております、結団式を行っております。その後、その日の夕方18時には成田国際空港を、チャーター便を使いましてバンコクのほうに出発をさせていただきます。次の日、4月27日(月)、バンコクからカトマンズに入る予定で飛び立ったのですが、ネパールの現地の空港が、世界各国から救助チームが来る、あるいは救助の支援物資が入るというようなことございまして、非常に混雑しているというようなことで、着陸できないというような事態が発生いたしました。インドのコルカタのほうに一度戻りまして、再

度チャレンジはしたのですけれども、再度チャレンジしたときも同じような状況が続いておりまして空港におりられないというようなことで、最終的にはその日の夜遅くにバンコクまで引き返すというような事態になりまして、一度バンコクに戻るような格好になっております。次の日でございますけれども、再度カトマンズのほうに向かいまして、この日は首尾よくカトマンズの空港におり立つことができ、午前中に着きまして早速、その日の午後から捜索・救助活動に当たっております。

次のページに地図をつけてございます。この地図のほうを少し御覧いただきたいと思えます。この地図は国際緊急援助隊が活動したところを示しておるわけでございますけれども、まず、4月28日、29日、30日、旧王宮（ハヌマン・ドカ）周辺でございますけれども、これは、カトマンズの市内で最も中央部で、また観光客なんかも多いところだというふうに聞いておりますけれども、ここで捜索・救助活動を行っております。この中で女性のご遺体を1体発見いたしました。その後、4月29日から、右側のほうにバクタプールと書いてあるところがございまして、こちらのほうに移りまして捜索・救助活動を続けておりまして、また、その後、5月1日、2日には、その北部、上のほうになりますけれども、サクーというところで救助活動を続けております。このサクーというところでは、地元の方から、9歳の男の子が行方不明になっておるといふようなことで、ぜひ日本のチームに助けてほしいという話がございます、一生懸命探しておったのですが、日本チームで発見することはできませんで、最終的には一緒に捜索されておられた地域の方によって発見されたのですけれども、そういう地域の方々からの強い要望・要請といったものも受けて、この周辺でとどまって一生懸命活動しておったということでございます。その後、5月3日からは、また地区を変えまして、ゴンガブ地区という、今度はカトマンズの市街地の北のほうになりますけれども、こちらのほうで捜索・救助活動をいたしました。それぞれの地区を囲ってある線の色と同じ色の線で囲んである写真がその地区の写真ということになりますけれども、ゴンガブ地区というところでも捜索・救助活動を行いました。

捜索・救助活動は5月5日まで行っていたのですが、ネパール、特に旧市街地でございますとか、あるいは、バクタプールとか、サクーとかというところは、レンガ積みの家が多うございまして、そういう家が地震になるとバシッと崩れてしまうというようなことで捜索・救助活動も難航いたしまして、また大変暑い中、手作業でというようなことで隊員の方々は大変苦勞されたというふうに聞いておりますけれども、現地の方々からも非常

に応援されて一生懸命活動していただいたと聞いております。

その後、5月6日まで捜索・救助活動を行いまして、5月7日には、2ページにちょっと戻っていただきますけれども、撤収準備、ネパール内務省・外務省その他への帰国報告ということで、5月8日に現地のネパールを立ちまして、バンコク経由で5月9日（土）の早朝に日本に帰ってきております。隊員全員、無事帰って来ております。

派遣期間は4月26日から5月9日の14日間ということになりますけれども、現地で活動していたのは9日間。通常は大体1週間程度でチームを交代して人員を入れ替えてということが多いのでございますけれども、今回の場合にはかなり活動期間が長くなったということもありまして、隊員の方々にはご負担が大きかったとは思いますが、最終的には全員無事ご帰国いただきましたし、また、ネパール政府・国民からも、大変高い評価をいただき、感謝されたというふうに聞いてございます。

【室崎会長】 どうもありがとうございました。

それでは、報告が長く続いたのですけれども、主として2番目の議題と3番目の議題、地域における防災主体の役割、消防団だとか、特に女性防火クラブ等々の、地域の中でどう位置づけるかということと、機能別団員制度のあり方みたいなところを中心に、ご意見を伺いたいと思います。

その前に、一番最初にご提案いただきましたけれども、従来、秋口までに答申をと考えていたのですが、もうしばらくしっかり議論をすべきだということで、一応、年内をめどに答申をまとめるということで、それについてはよろしいでしょうか、スケジュール的なことにつきまして。

よろしいでしょうか。じゃあ、2番目と3番目の議題を中心にご意見を、きょうも自由にフリートークで。今日はとてもたくさん出席していただいているので、お一人の発言時間が制限されるかもしれませんが、遠慮なくどんどん発言していただければいいと思いますので、よろしく願いいたします。どこからでも、どういう論点でも結構ですので、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

岸谷さん、どうぞ。

【岸谷委員】 新年度に入りまして私の地元の兵庫でも県下各地で消防団の総会やら協議会が開催されておまして、私も再々出ていくわけでありまして、いろいろなご意見を聞きます中で、要望もございます。そして、新法の制定以来の状況を見ますと、団員の処遇の改善とか、装備、また訓練の充実などについては、地域性や市町村の財政状

況によります地域差はありますけれども、着実に進んでいるような感じが見受けられております。ただ、どの消防団をとりましても団員の確保に非常に苦勞しておりまして、少子高齢化の進展、人口の減少など、社会情勢を踏まえますと、基本団員だけ増加していくというふうな状況は厳しいものがございます。また、平成25年でしたか、消防団の退職報償金の増額改正をしていただきましたけれども、先ほどの資料にも出ておりましたが、消防団もそれぞれ高齢化が進んでおりまして、現状は勤続30年というような枠組みがあるわけでございますけれども、40年という枠を設けていただきたいなあというふうな意見も聞いてまいりました。一方では、消防団を取り巻く社会的な状況も、消防団に対する社会的認識も、まだまだ十分なところがないように思います。

また、団員の被雇用者が進む中で、事業所の理解という点でも、先般は高市総務大臣の書簡を坂本長官が各経済団体を訪問して手交していただいたということに大変感謝しておりますけれども、災害時に団員が活動しやすいような環境づくり、例えば消防団職免制度や消防団活動休暇のようなものにつなげていただければ、非常にありがたいなあという思いでおります。

それと、私、いつも申しておりますけれども、消防団が災害時に地域防災の中核となって活動できますような、各種災害時の初動活動マニュアルのようなものの整備が必要ではないかなあと感じておるところでございます。例えば、地震でありますとか、津波、風水害などはもちろんのことですけれども、NBC、感染症、地域によっては、火山、原子力災害などについても必要でありますので、できるだけ、分厚いものではなくて、災害時に消防団員が手にとって確認できるような簡単な冊子でよろしいですから、そんなものをひとつ作成していただいて、できますれば総務省消防庁においてそのようなものを作ってくださいまして全国の消防団員に配布をしていただいたら、非常にありがたいなあという思いでおります。

以上、そんなようなことを感じて今日は参ったわけでございますが、お願いごとになりましたかわかりませんが、ひとつよろしく願いたいと思います。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。消防団を中核とした防災力の強化法ができて、装備等ではかなり改善をされて皆さんに喜ばれているけれども、まだまだ次の課題が残っていると、そういうことでよろしいでしょうか。最後のほうは、活動のマニュアルみたいな、そういうことも少し考えていかないといけないというご指摘です。どうもありがとうございました。

続いて、重川さん、お願いします。

【重川委員】 ご説明どうもありがとうございました。私も、ご説明の中にあつた機能別の団員を穴埋めではなくてどんどん取り込んでいくというのは、非常に重要だと思っています。ただ、その中でもこれもご説明にあつたのですが、かなり専門的な機能と、あともう一方は、ちょっと見ていて気になったのは、大規模災害時に限っているというのがかなりいらっしゃるのですが、よく考えると、大規模災害時の活動で、多分、皆さんイメージされていることが違うと思うのですね。直後の救出・救助なのか。特に大規模災害になると、前回は申し上げたとおり、さまざまな対応を消防団の方は担うことになります。例えば、避難所運営とか、いろんな物資の配布から始まって、遺体の検案所のケアとか、さまざまな業務がかなり長期にわたって発生してくることが予想されるのですね。

結局、大規模災害時とか、あるいは日常での予防・広報とかっていう機能別の場合、一方で、自主防災組織とか、それこそ婦人防火クラブとか、日赤奉仕団さんとか、地域住民の本来業務としてやっていたらいらっしゃる方がいる中で、機能別でそういうところに消防団が消防団員として加わるということになると、ある意味でやっぱり、さっきおっしゃられたとおり、機能別消防団員としてそういうことに携わるときの活動のガイドラインとか、あるいはもっと重要なのは、平常時にしっかりと教育・訓練しておくようなことをしておくことで、自主防やほかのボランティアとは明らかに違う、消防団、機能別の団員なのだという専門性なり何なりを打ち出していくことが必要なのかな。そうしないと、フルに活動されている団員の方たちの意識とか、あるいはもともと地域で活動されているような自主防なり住民の方たちの意識とか、そういうものとの折り合いなんかもやっぱりきちんと考えて整理をしておく必要があるのではないかな。そういうことをきちんとした上で、団員として正当な手当なり報償なりというのを考えていくほうがよろしいのかなというふうに思いました。

以上です。

【室崎会長】 どうもありがとうございました。これもとても重要なご指摘で、機能別消防団員は単に穴埋めというか、人数が減ったからということでつじつま合わせのように考えるのではなくて、機能別消防団員としての重要性なり、必要性なりを今のニーズの変化の中できちっと位置づける。位置づけるとすれば、条件の問題もありますけど、既存の地域コミュニティーやいろんな役割との関係をきちっと整理することをしないといけないので、そういう段階に来ているのではないかな。多分、今までは少し足りないのではというこ

とで増やすようなところが多かったのですが、そういう考え方をしっかり見直すというか、転換する必要があるのではないかというご指摘のように思います。どうもありがとうございます。

秋本先生、よろしく。

【秋本専門委員】 重川先生がご指摘の点は非常に大事な点だと思いますし、実態としては、私の感じで言いますと、やっぱり消防団はほかの自主防災組織などとは違うというのが実態としてあると思います。今回の議論の中でいろんな活動主体の活動領域について少し細かく詰めていこうかというような面が片一方のほうであって、消防団の活動として本来の活動領域ではないのではないかとといったようなことをやることについてはどうかといったような議論というのが、ちょっとどうするかというのはありますけれども、ただ、それぞれの地域の実態によって非常に事情が違いただろうと思いますし、このメモの中にも地域によって事情が違うということを書いていますので、その点はもう共通認識だと思うのですが、ただ、いろんな活動領域、女性防火クラブにしても、自主防災組織にしてもというのと、消防団、機能別も含めて活動領域をきちっと決めていくというタイプの議論をしていくということが今の時代にいいのかどうかということは、もうちょっと慎重に考えたほうがいいのかもわからないなあという気がします。今はどちらかという、それぞれの持っている力をそれぞれ出し合って総合力を高めていくという方向に向かっていくというのが、この地域防災力の思想の根っこにあるのかもしれない。もちろんそれは、無限定であっていいとか、無原則であっていいとかっていうことじゃありませんが、やはり、地域によってという、このメモにも書いてある、その部分というやつを相当重視しておかないと、総力結集という、全ての人を持っているものを全部出し合って総合力を高めるということにかえてマイナスになるようなことがあってはならないから、それは気をつけておかなきゃいけないんじゃないかという気はするのですが。

地域の防災力ということ正面から取り上げるということになったというのは、私はやっぱり、あまり長くしゃべるとよくないと思いますけど、日本の消防の歴史というものを大局的歴史認識で言うと、今、第三の時代に入ってきているという気がするのです。第一の時代、消防団をスタートして七、八十年の間、日本全国に消防団というので日本消防の基盤づくりをやった。40年ぐらい前に常備化を10年ぐらいの間に一気に進めて、そして、特に20年前からは、阪神・淡路大震災で緊急消防援助隊をつくって、常備の装備は格段に充実をした。この第2期というのは、常備消防の強化時代であったと言ってもいい。

そして、今、我々が当面しているのは、常備も団も含めて、さらに地域まで含めての総合力をどう強めていくかということが、今、第三の日本消防のステージに入ってきているように思います。

そうすると、そういうふうを考えていきながら、それをどう充実させていくかということからすると、それぞれの領域についてきちっと活動してもらうことは当然だと思いなながらも、総合力として、みんなが持っている力、それぞれ地域によって、人によって、いろいろ違う。だけど、それらが集まってほんとうにみんなの命・財産を守ることができるような体制をどうつくっていくかということの基本の方向にしておかないといけないと思いますので、さっきの地域によって事情が違うという点はかなり気をつけて見ておかなきゃいけないんじゃないかという気がいたします。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。地域の実態に即してということは、地域に密着してということだと思しますので、地域の抱えているニーズだとか課題というものを総ぐるみでどうやっていくのか。その中で消防団が中核になるという。だから、役割分担の引き算ではなくて、足し算だということだと思うのです。引き算のようにするのではなくて、足し算。地域によって、地域にいろんな担い手がある。ただその中で、消防団は当然なのですけれども、女性防火クラブだとか、そういうところをもっと明確にしっかり位置づけるということが必要だ。大きな力を持っているのに、こういう表現はよくない、居場所がないなんて言ったら怒られてしまうのですが、ほんとうに大きな仕事をしているのに、地域のコミュニティーの中での……。

もうやめます。関澤さん、よろしくお願いします。

【関澤専門委員】 今、たまたま会長からも話が出ましたけれども、一つ質問がありまして、女性防火クラブの資料の1枚目にグラフがあって、過去10年の間に人員が3分の1減少して、組織数も一貫して減りつつあるのがちょっと気になりました。私も、いろいろ地域の防災計画をつくるときに行くと、必ず女性防火クラブの方が熱心に参加されていて、例えば、可搬式消防ポンプの訓練には、自分たちはあまり参加を期待されていないのだが、本当はさわってみたいのだというようなことをおっしゃる女性もいらっしゃいます。今まさに役割分担をどうするのかという話が出たところで、女性防火クラブというのはどういう位置づけにすべきなのか、また、なっているのかが問題だと思います。旧来の古い男性の考え方だと、女性はそういう力仕事は無理であり、だから、炊き出しとか、おにぎりを握ったりとか、救護のほうだというふうに、地域ではそういう位置づけになって

いる場合が多いような印象を私は受けました。ただ、実際には男性と比べて体力は落ちるし、男性と全く同じことを期待するべきではないという意見ももちろんあるのですけれど、中には、体力のある、よっぽど我々よりも体力のある女性がいらっしゃるはずですし、それこそ秋本委員がおっしゃったように、地域の実情に応じて、昼間は男性がいない、実際の担い手は女性防火クラブのメンバーが中心になっているという地域ではやはり、消防活動も含めて女性防火クラブがある程度担ってもいいのではないかなという気がするのですね。その辺は、それこそ地域の実情に応じて位置づけていくとか、やる気のある女性が参加できるようにするとかの工夫が必要ではないかと思いますので、その辺の実状を木沢委員からお聞きしたいと思います。

【室崎会長】 それじゃあ、木沢さん、よろしく。質問に対するお答えも含めて言っていただけると、ありがたい。質問は、どうして減っているのかという質問です。

【木沢委員】

まず、クラブ員が減少している理由を先に言わせていただきますと、県や地域によって詳細は異なるかと思いますが、主に高齢化が一つの原因だと思います。私どもの地元では、どこの地区でも高齢化が進んでおり、現在、70代・80代でも入会されている方がいらっしゃいます。その後、後継者となる若い方がいないということから、クラブ員が減少しております。そのような状況の中で、私どもの地区では全戸の女性が防火クラブに入っています。それはなぜかというと、女性防火クラブの活動の本質は、家庭における火災予防活動でございますので、家庭を守る皆さん一人一人が防火クラブ員であるという意味から入会していただいております。

話は変わりますが、前回は自主防災組織の指導・育成体制の強化ということでお話をさせていただきましたが、きょうは自主防災組織の現状についてお話をさせていただきたいと思います。前回も申し上げましたが、自主防災組織が形成されておりましたが、具体的な活動がないところもございます。この理由は何かといいますと、防災リーダー・自治会長等の防災に対する意識が薄く、積極的に行動する姿勢がみられないこと、住民の防災意識・関心も薄く、防災訓練等への参加者が少ないということであると思います。

どのようにすれば改善できるかということでございますが、積極的に活動している自主防災組織の活動事例など地域防災に関する情報を広く提供し、活動の活性化を促すということが必要ではないでしょうか。また、活動促進のきっかけとしまして、他の地域の活動を視察することや、被災地への視察研修等を実施することによって防災意識の啓発につな

がるのではないかと思います。

さらに人材の育成が一番重要であります。そして、特に防災リーダーの育成が求められていると思います。

次に女性防火クラブについてでございますが、やはり女性防火クラブの活動を地域防災活動に生かすことが、地域防災力のアップになると思っております。また、その女性パワーを地域防災力の強化に生かすということで、避難所運営などで女性ならではの役割を担っていくということも必要だと思います。また地域によっては、日中、男性が不在となるため女性が防災活動を実施しているところもあります。そのような状況から、女性が中心となった防災訓練等を実施し、活動能力を十分に身につけることもこれから必要であると思っております。

そういった中で、栃木県那須塩原市では、本年9月に女性防火クラブが主体となって防災訓練を実施いたします。市役所、消防本部、消防団の支援・協力を得て、500人規模で訓練を実施したいと思っております。これには、地元町会、自治会、幼稚園、またその保護者などに参加を呼びかけて、女性中心に実施をしていきたいと思っております。先ほど、女性防火クラブによる炊き出し訓練等についてのお話がありましたが、そういった活動のみならず、倒壊家屋からの被災者の救助や、応急手当等、実践的な活動もできると思っておりますので、今、とにかくたくさんの方のことを考えて企画をしております。こういった機会を提供し勉強していただき、実際の災害の際に経験を活用してもらいたいと思っております。ひきつづき皆様からの御支援御指導をお願いいたします。

以上でございます。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。地域の防災の取り組みが活発化する、自主防災組織が意欲的に取り組んでいこうという、そういう状況ができると、防災リーダーというのはとても重要になってくる。そうしたときに、女性防火クラブ員の能力だとかが、非常に地域の中で位置づけられるようになる。だから、地域の防災力を高めることと女性防火クラブの人たちの活動を活発にすることは表裏一体だという、そういうご意見ですね。自主防がもっと頑張ってくれないといけない。

【木沢委員】 そうですね。

【室崎会長】 非常に極端な言い方ですけど、コミュニティーが活発にやればやるほど、防災リーダーが必要になってくる。そうすると、能力と経験を持った人たちがいるのだという、そういうことだろうと思うので。

【木沢委員】　今回は、自主防災組織が結成されていない地区にも来ていただき、全体で500名規模で開催しようと呼んでいます。そして、これを機に活動方法を学んでいただき、新たに自主防災組織を立ち上げたり、地区で訓練を実施するきっかけとなればと思っております。

【室崎会長】　どうもありがとうございました。

続いて、山本先生、よろしくお願いいたします。

【山本専門委員】　ありがとうございます。山本でございますが、私、ちょっと違う流れのところで、資料3-1の6ページ、7ページ、円グラフを見ていただきたいと思いますが、機能別団員の中では圧倒的に大規模災害に限定した団員が多いというのが3ページぐらいにわたってずっとありますけれども、この理由というのは何でこういうふうになっているのかというのを少し掘り下げていただきたいというふうに思います。その理由は、今、もちろん東日本がある、あるいは、首都直下、南海トラフ等々の、ブーム的にこうなっているのか。あるいは、機能別というのはいくつものものなのか。どういうところでこういうふうになっているのかというのを検討しておいたほうがいいのではないかと、私の質問の1点です。

それからもう一つは、こういう機能別がこれからどんどん縁の下の力持ち的なところというのは、私、とてもいいアイデアだなというふうに思っておりますが、それにはやはり、教育、特に生涯教育が必要だと思います。この教育について、先ほど教科書あるいはマニュアル等の簡単なものでもいいからどんどんつくれという話がありましたけれども、私も賛成ですが、生涯教育はどういうふうになっているのか。この2点について、質問させていただきます。

【室崎会長】　これはどうしましょう。事務局に対する質問なのか、ほかの委員に対する質問なのか。

【山本専門委員】　いやいや、事務局に対する質問です。

【室崎会長】　じゃ、消防庁の方、どなたからでも結構です。

【室田国民保護・防災部長】　大規模災害限定の機能別団員が多い理由というのはいくつもの理由を二つ考えられて、一つは、団員の側の事情といいますか、基本団員というのは、訓練も多いですし、出動回数も多いので、かなりハードルが高いということで、そういった加入を促進するに当たって、もう少し活動回数が少ないところに入っていくというようなことがあります。もう一つは、先ほど河合室長からもご説明申し上げましたが、

ふだんの活動よりも、大規模災害時には圧倒的にマンパワーが不足する、特に防災の専門家が不足するということがございますので、そういった意味で、今、山本先生もおっしゃいましたけど、南海トラフ、あるいは首都直下、その他、最近、大規模災害が頻発しておりますので、そういった必要性の観点から機能別団員を加入促進していくというような、両方の面からあるのではないかと推測しております。

あと、教育については、次回、防災教育を主に議論させていただきたいと思いますので、その点はそのときに御議論させていただきたいと思います。

【山本専門委員】 今、私、よくわかりましたのは、基本団員というのが山の頂上にあって、そこに行くにはステップがあって、その一つのステップがこういう機能別で、大規模とか、イベントであるとか、あるいはその他のところで少しずつ登って行って、最後に基本団員になると、そういう意味づけでよろしゅうございますね。

【室田国民保護・防災部長】 もちろん、機能別に入っていただいて、よりステップアップして行っていただく、それが我々としては一番理想なのですが、一方で、最近、消防団のOBの方がこういった形で機能別団員として、特に大規模災害に限って出ていただきたいというようなことで入っていらっしゃる方が増えてまいりました。その場合は逆に、基本団員を一度やられて、定年なりあるいは一定の年齢が来たときに、今度は、フルにはできないけれども、大規模災害時にはぜひ活用したいというパターンと、二つあると思います。

【室崎会長】 よろしいでしょうか。

【山本専門委員】 ありがとうございます。

【室崎会長】 重川さんが言われた、少し積極的に位置づけるのに関係していて、消防団のニーズがどんどん多様化している。あるいは、大規模災害に対するニーズも非常に大きくなっている。だから、日常的な活動は基本団員でしっかりやるけれども、非常に活動の広がっている部分だとか、新たなニーズに応えたり、多様なニーズに応えたりするところを機能別団員でしっかり補っていくという、多分そういう発想だと思うのですね。その辺の位置づけをしっかり議論しないと、足りないからだとか、あるいは、消防団の基本団員みたいなハードなことはしたくないから、軽いことでやる。軽いことでやるというのは悪いことではないのですが、その捉え方の整理がきつと要るのだろうと。

すみません、石井先生。

【石井委員】 ありがとうございます。今の議論の流れをいろんなキーワードで聞いて

いますと、私のほうで別の風景が見えてきたので、ちょっとお話ししたいと思います。

一つは、私が生まれたのは福島県いわき市の港町なので、港町の風景は何だったかという、男性は大体、海にいます。まして遠洋漁業が盛んな時代は、半年とか1年、男性はいないのです。つまり、町のコミュニティーのリーダーは女性なのです。担い手は女性であり、もう一つはOBですね。長老がいて、その辺で何とか回しているという状況だったのですよ。まず、そういうコミュニティーの作り方というのがあるのだということを前提にしないと、女性だからとかっていう言葉でくるべきではないと思います。

もう一つは、私、救急災害のドクターたちとつき合っていますけど、特にアメリカの場合は、災害の専門家というのは圧倒的に女性が多いです。軍の特殊部隊ですら、女性がリーダーという例もあります。つまり、女性の特質というのは何かって幾つかあると思いますけど、男性は、医学的に言えば、体形も大きくなって、筋肉も多くなる。成人になると、筋肉量が大きくなります。でも、その前は女性が最初に大きくなりますよね。男性は、成人になったとき、大きく見えますけど、持っている筋肉は疲労しやすい筋肉です。メンタルも、持続力はどちらかというとな女性のほうが十分あると思います。つまり、瞬間的なパワーと持続的なパワーとを考えると、それぞれの特質はそれぞれ持っているの、そういうふうには考えないと、あまりに極端なカテゴライズをすると、女性の参加が何だという別な議論になってしまうのではないかなと思います。

長くなって恐縮なのですが、もう一つ、機能的なパートと、それからジェネラリストと、スペシャリストとジェネラリストって分けると、まさに今、医療で言われている議論そのものです。これも必ずおかしな方向の議論になるのですけれども、つまり、先ほども言ったように機能別だからカテゴリーが低いのではなくて、そういう方はむしろスキルがあったり、いろんなことででも、例えば女性であれば、家庭とか、いろんな仕事と両立する方とそうでない方ではどっちが上かという議論は、あまりしないほうがいいと思います。

というのは、JMATという医師会の医療チームをつくったときも、診療科目によっては対応範囲が限られるのではないかという議論が片方にあったのです。それを全部なしにして、手挙げ方式にして誰でも参加できるようにしたのです。結果、やってみたら、大規模な災害があれば、何でも必要なのです。つまり、そこであまり分けておくと、実際には、常勤だけで回せばこうなるという、3週間もたてばみんな疲弊して、動けなくなる。そうでない人がいてよかったと。いろんな状況に対応できるという議論。つまりこれは、単純系か、複雑系かという議論になりまして、複雑系は複雑な議論にしなきゃだめです。複

雑系は、国が上から上意下達でやるのではなくて、ガイドライン方式で、この中でやってくださいというような決め方をしないと、おかしくなります。というのが、私の経験からのコメントです。

以上です。

【室崎会長】 どうも、貴重なご意見、ありがとうございます。一面的なカテゴライズはむしろ間違った結論を引き出すということだと思います。どうありがとうございます。

続いて、宗片さん、よろしくお願いします。

【宗片委員】 ありがとうございます。女性の力への期待について、多くの発言があり、大変心強く思っております。女性の消防団の役割を先ほどの予防・啓発というところに特化してしまっているというところがやはり問題だというふうに思います。それにとどまらず、女性の力というのは、婦人防火クラブの方もおっしゃったように、限りなくございますので。特に女性たちは地域をよく知っているということも、大変大きな強みでもあります。そういう意味では、女性たちが十分に幅広い支援に回る力を持っているという視点から消防団の女性を増やしていく。そういう教育プログラムを準備した方がいいと思います。むしろ、女性消防団をふやすための環境整備のほうに力を入れていただきたい。いわゆるトイレの問題、更衣室の問題、そういうものもまだ十分ではないというのも聞いておりますので、そういった活動しやすい環境整備というのをこれから整えていくということが大事だというふうに思いますし、今回の広島のと砂災害でも女性の消防団が大活躍したということも、マスコミでも報じられております。そういった事例がちゃんとあるわけですので、性別で役割を固定してしまわないというような、そういった動きをこれからはぜひ進めていただきたいというふうに思います。

一つ事例をご紹介しますと、今、仙台の場合は、被災地はどこもそうですが、何とか地域の防災力を高めようという動きが進んでおまして、仙台では夜の防災訓練とかを盛んに行っているのですね。その中の避難所の運営などの取り組みについて、女性の防災リーダーはもちろん、消防団がしっかり中核を担って、こうした避難所の運営訓練、しかも夜の防災訓練などを盛んに行うというようなことも進めております。消防団の方々と自主防災との連携については、消防団の専門性はもちろん重要なのですが、より一層強化していただきたいというのもあります。そういう意味での消防団の活動の範囲とか、その位置づけというの、ぜひこれから検討を進めていただきたいというふうに思います。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。環境整備という視点もとても大切だとい

うご指摘、どうもありがとうございました。

じゃ、秋本さん。ご意見あったわけですね。

【秋本専門委員】 発言を希望しておられますよというサインを送っただけだったのですけど。

【室崎会長】 そうでしたか。わかりました。

【秋本専門委員】 今、女性の話がいろいろ出てきまして、私どももほんとうに大事な問題だと思いながら、去年9月に世界で初めて女性消防団国際会議というのを東京でやったのですが、そこでいろいろ問題が出てきたのが、女性の皆さんに何をやっていただくか、それから活動環境の整備をもっとちゃんとやらなきゃいけないじゃないかというのが、中心のテーマだったと思います。その中で、女性の消防団、女性防火クラブ、それから自主防災組織の女性の皆さん、女性と一口に言っても、いろいろある。常備消防の中だって、女性の職員が活躍し始めているわけですね。例えば、さっきちょっとお話ありました、ポンプ操法というか、消火活動の訓練、これだって、もともと女性防火クラブの人たちに出してもらうことを予定して全国大会やって、今は消防団でもいいですよということにしているのですが、その他いろんな消防防災活動というのは、女性の皆さんもやれることがたくさんある。やっている中に、消防団員の人もあるし、女性防火クラブの人もあるし、自主防災組織の人もあるし、いろんな立場の方がいる。だから、一つ一つの、それぞれ消防活動・防災活動というのは、男性も女性もそれぞれ、やれるものはやる。その中に、地域の事情によってとか、いろんな個人的な事情によって、消防団になっている方もいるし、女性防火クラブの人もあるし、自主防災組織の人もある。しかし、できる人はみんな集まってやると。

もっと言うと、そういう組織でなくたってというぐらいに考えていくと、地域の防災力と言ったときに、常備団といったものは法律に基づく団体・組織として責任あってやらないかんのですけれども、もっと広くということで考えていくと、市民の防災リーダーづくりみたいなものというのがもっと必要なんじゃないかというようなことを、実は私ども、法律ができて、去年、この法律の運用についてという意見を出したのですが、この中の根っこにあるのは、先ほどちょっと言いましたような、今、日本消防というのは第三のステージに入ってきているという自覚を持つ。もっと幅広くという、総合力を高めていくという時代に、今は入ってきている。という中で、普通の人も含めた市民の防災リーダーづくりというのをもっと進めていきませんか。例えば、毎年10万人ぐらいの防災リーダー

づくりをやりましょう。その中には、女性防火クラブも、自主防災組織も、いろんな方があったって、何も構わないじゃないですか。そして、現地ではそれぞれが、それぞれの力を出し合って協力していく、それぞれの立場に入っていく、立場で活躍するというようなことでいいのではないかと。そして、それらが一つにまとまって、ほんとうにみんなが助かるように持っていくという。そして、女性の力というのは、男性だっていろんな力があると思いますけど、特に女性の場合、さっきの広島なんかの例ですと、後の避難所の運営とか何かについて、女性消防団の皆さんも、女性防火クラブの皆さんも、ああいうところでどううまく活動するか、人をいかに動かすかというのは、なかなか男性は、できる人もいますけど、そうみんながうまくやれるのではなくて、女性のほうがうまくやりそうだと。避難所に入ったときに、避難所の皆さんの中にどういう人たちをリーダーにつくっていくかというのが大事ですよというようなことを東日本大震災で苦勞された女性防火クラブのリーダーの方がおっしゃったりしていましたけど、そういうような特徴というのはあると思いますから、それは生かす。しかし、それぞれの持っている力をとにかく出し合うようにしていく。それは、消防団であったり、女性防火クラブであったり、そういう立場というのはあって、それぞれ責任を果たしてもらわないといけません、もっと幅広く、市民の防災リーダーといったようなものをこれから毎年10万人作るといったような、こういう基盤をつくるという方向を言っていくということが必要なんじゃないかという気がします。

【室崎会長】 一々私がコメントしていると時間がなくなりますので、まだご発言されてない方を中心に。

じゃ、青山さん、その次は和合さん、お願いします。青山先生、よろしくお願いします。

【青山（繁）委員】

時間がないということで、なるべく簡潔に話したいのですが、1点確認したいのですが、さっき説明いただいた資料のうち、別表1にまず、基本団員が今84万ちょっとという数字がありますね。それで、別表14で、女性団員の中で基本団員は2万2,186人ですね。ということは、全国の基本団員のうち、女性の割合というのは2%ぐらいですか。それぐらいですよ。つまり、基本団員については98%が男性ということですね。それを確認した上で別表11を見たりすれば、例えば47都道府県のうち、簡単に言うと基本団員が定数に満ちてない県が14県ある。

そういうことを改めて拝見すると、女性の活用も含めて、この審議会は、先ほど冒頭に

お話しあったとおり、だんだん取りまとめに向かっていくわけですから、改めて提起しておきたいのは、この中にも大学で教えていらっしゃる方は何人かいらっしゃると思うのですけれども、僕も近畿大学の経済学部で客員教授を務めています、前にも提案いたしたとおり、消防団に加入する、それは基本団員でも機能別でもいいだろうと思うのですけれども、今日、女性の問題はかなり取り上げられたのですが、男女を問わずに、消防団に加入して頑張れば単位認定になると。単に単位が認定されるだけじゃなくて、そうやって単位を取った学生は企業が優先的に採用してくれる。企業に入ったら、その活動を企業の中で続けることができ、続けると人事査定にも影響して、例えば給与やボーナスにおいてもよい影響を与えると、そういう一連のサイクルを国が強制的につくることはできなくても、少なくともそういう呼びかけをして、その際に総務省は文科省などとも当然連携していただいて、あえて言えば私立大学、近畿大学って実は2年連続で志願者数が全国で一番多いのですけれども、そういう私立大学に対する補助金のあり方も、今、見直しが実質的に始まっていると思いますから、そういうところをこの取りまとめに向けてもう一度、委員の方々にも、あるいは事務方の消防庁においても、考えていただきたいということを改めて提起したいと思います。

以上です。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。若い人がどんどん入っていくインセンティブをどうするかということで、前回の答申でも少し、大学生に対して働きかけをするということで出されましたよね、一応。

今の青山先生に対してのご回答を、事務局、よろしく。

【室田国民保護・防災部長】 まず、単位の話ですけれども、これにつきましては、消防団新法においても大学生の活用というのが入っておりまして、文部科学省と一緒に、文部科学省のほうは大学側に、そういった単位の認定とか、教育上の配慮をしていただきたい。また、地元の市町村長に対しては総務省から通知をさせていただいて、そういった形で大学内に消防分団を設けている大学とか、徐々に出てきているという状況でございます。

あと、就職活動の話は、消防団で活躍されている方に認定制度というのを昨年11月に設けさせていただいて、大江総監のところの東京消防庁もそういった制度を設けていただいて、一方で、経済界が全然承知してないとまずいということもありまして、高市総務大臣のほうから各経済団体にそういった要請も、そういった認定制度で認定された学生が来

れば就職上有利にしてほしいというようなことを申し上げているということがございます。また、入った後の消防団活動については、そういった不利にならないよう、むしろ積極的に、火事があった場合に工場内で放送してくれるようなところもございまして、そういったところは消防団協力事業所というものを設けまして表彰したりしております、それを今後も推進していきたいと思っております。

【室崎会長】 多分、青山先生は、むしろそれをもっとしっかりやらないと、というか、フォローアップして、どこまで効果があるのか。効果が多分見えてなくて、特に大学の先生方には全くそういう頭がないので、その辺のことを含めて少しフォローアップをして、今、それがどういうふうに進んでいるのかというようなことが必要ではないかと、そういうご意見だと思います。

【青山（繁）委員】 短くだけ。

【室崎会長】 どうぞ。

【青山（繁）委員】 僕の授業で言うと、女子学生は体育会のやつがいっぱい来ているのですね。さっき女性の持続的体力の話もありましたけど、ちゃんと使える体力がある。今、基本団員は男性が多いというのは、ホースの入った水は重たいしというようなこともやっぱりあるんじゃないかと思うのですけれども、実際は鍛え上げた女性がいっぱいいて、それがほとんど生かされていないと思うので、そういうところのディテールにちゃんと着目をして具体的な成果が上がるようにやっていただきたいと、そういう趣旨なのです。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。

じゃ、和合委員、よろしくをお願いします。

【和合委員】 和合でございます。いろいろと女性のことについてお話しされていますけれども、今、国のほうとしましては若者・女性活躍推進ということで非常に力を入れている状況でございますので、私もそちらのほうにちょっと参加させていただいていますけれども、女性、男性という枠を飛び越えて女性も若者も一緒に参加できるようにということ非常に強調しているときでございますので、ぜひここでは、女性防火クラブとか、あまり位置づけしないで、みんなが役割分担をできるような仕組みをつくっていただいたほうが、いろいろと参加できる人たちが多くなってくのではないのかなというふうに感じているところでございます。特に、今、青山先生おっしゃっていましたが、私も大学の学生さんたちとお付き合いしていたりすると、女性って男性よりもパワーがある子も

非常にいるのですね。だから、そういうふうにあまり男女差別をしない、差別と言っちゃうと申し訳ないですけど、区別をしないで、ほんとうにみんなで活躍できる、地域コミュニティも一緒に入ることができるような仕組みづくりをぜひ国のほうからご指導いただければというふうに考えております。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。

じゃ、木沢さん、よろしくをお願いします。

【木沢委員】 あくまで女性防火クラブというのは、地域防災のリーダーとして位置付けられているという認識の元で活動しておりますので、その活動に関しては、女性防火クラブの枠内のみで活動しているわけではございません。女性防火クラブ員が地域の皆さんに広く声をかけ、その中で役割を決め一緒に活動しております。

【和合委員】 すみません、今、そここのところで誤解していて。防火クラブの皆さんが一番のリーダーだというのは、非常に私たちも理解しております。だから、これから若い人たちがいろいろと参加できる意味でも、そここのところをもう少し考えるというのは、防火クラブを、リーダーとかっていうふう呼び方を変えるとか、ちょっと推進していったらよろしいのではないのかなというふうに考えております。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。

それでは、女性つながりで、青山委員。

【青山（佳）委員】 女性つながりで。

【室崎会長】 それはあまりよくないですが。（笑）

【青山（佳）委員】 確かに、最近の女性は、何とかガールとか、何とか女子というのがもてはやされていますけれども、そういう呼び方をされるのが嫌だという方が非常に多いのは事実だと思います。ただ、防火クラブの皆さんたちは住警器の普及に関してはほんとうに尽力されて、歴史的な背景もあり、まさにリーダーだなあというふうに承っております。実は、私はど素人なので、防火クラブと聞いたときに、消防団の一部の組織なのかなと思っていたのですよ。消防団の組織と、それから、防火クラブは何て言ったらいいのですかね。自衛的というか、自主的に、ボランティア的と言ったらいいのですかね。参加している大きな違いがあるということの後々になって拝見したわけです。

逆に伺いたいのですけれど、今、いろいろな防災訓練をなさったりすると、やはり資金的なこととか何かが必要だというふうになりましたよね。私も先ほどの説明を伺ったときに、機能的な女性の人たちの活動には手当が付いたり、何かしてほぼ同じような、同じと

言ったらまたあれかな？ だけど、大きく見れば似たような役割を担っているのが、片や有償で、片や無償で自主的にやっておられるということで、これも、ボランティアの議論をするときに、あくまでも無償がいいのだという方たちもいらっしゃれば、いや有償でしっかりとやったほうがいいというご意見もあるので、そこら辺は将来的にはどういう流れがいいのかなというのを、当事者の方にも伺いたいし、大局的にごらんになる方にも伺えればありがたいなというふうに思いました。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。最後の有償・無償のところは、今回の事務局の提案で顔出しを出している。どういう形で、環境整備なり、そういう手当を決めればいいのかというのは。だから、次回までにそれは事務局のご提案を出していただくとして、小川委員、よろしくをお願いします。

【小川専門委員】 小川でございます。手短にお話しいたしますが、消防団の話、これは今までご議論いただいた方向がもっともっと煮詰まっていけば大きく前進すると思えますけれども、同時に、日本の常備消防全体の、時代に即した、そして日本の社会の実情に即した進み方があって、その中で消防団の姿などは変わっていくんじゃないかと思うのですね。例えば、私が関わっているところでは、あとは自衛隊と警察があるのですが、警察も日本の社会の今の実情を反映するかのように、体格要件を外した県警が六つ出てきました。体格はこのくらいなきゃいけないとか、そういうのはあまり意味がない。逆に言いますと、特に男がひ弱になったという問題もあるのですね。自衛隊の側も、体格要件は一応ありますけれども、身長に応じた胸囲があるとか、そのぐらいの緩さになっています。

ただ、そういう中で、特に自衛隊の場合は、海上自衛隊の船の部隊は、護衛艦、これは戦闘用の船ですが、2割を女性にしようという目標でやっております。だから、「いずも」という一番大きな護衛艦は1割以上が女性の乗組員ですし、「ひゅうが」の場合は1割までいっています。その中で、「ひゅうが」で言うと、これは消防の仕事にもかかわりますが、応急長、つまりダメージコントロールをするチームのリーダーは、女性のオフィサーです。

そういったこともあって、男がひ弱になって行って女性が強くなるという話だけじゃないと思うのですが、そういった社会の移り変わりを見ながら、しかも同時に、自衛隊だって、警察だって、女性を増やしていこうという方向が出る、あるいは身体要件を外そうという方向が出るというのは、機械化がそれなりに進んでいるということなのですよ。別に高い機械をどんどん導入すればいいという話じゃないのですが、筋力にかわるものをどの

ように入れながら、全体としての能力を上げていくのか。そういったものが常備消防の中にもっともっと明確に出てきて、そこで消防団のあり方が規定されていくというか、描くことができるようになっていくといいのかなと思っております。

どうもありがとうございました。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。

大江委員、ご意見ございましたら、よろしく願います。

【大江委員】 ほんとうに、地域の防災力ということで、地域ごとで特殊性があるのが実態であります。東京の場合も、消防団は98団あります。23区内に58団。58団全部に女性団員がおります。今、大体17%が女性団員であります。ところが、市部と島の部分で40団あるのですけれども、そのうちの半分は女性団員がいません。これはやっぱり、まだまだ消防団活動は男に任せておけという地域も現実問題あるということですね。58団あって、その女性団員というのは、今、どんどんふえています。当然、基本団員ばかりですので、災害活動を基本に、何かあれば活動するというのを基本にやっておりますけれども、通常の子防、日常の業務の中では、先ほど山本委員がおっしゃいましたけれども、やっぱり防災教育、ここで女性の消防団員の方は活躍をしてもらっています。あと、応急手当の普及員にもなってもらって、小学校に行って学校での防災教育にも参加をもらうということでもあります。ですから、それぞれの地域に多分、いろんな資源があって、いろんな団体があるのだろうと。そこで、秋本委員おっしゃるように、どう組み合わせるかって地域の防災力を向上させるのかということやはり、最終的には地域の実情というのは非常に大きな要素になるのだろうなという気がいたします。

東京の場合は、東京消防庁の管内、23区と三多摩地区ありますけれども、とにかく大規模災害があれば、消防小隊と一緒に動いてもらう、常備消防と一緒に動いてもらう、その指揮命令系統に入ってもらおうというのが基本でありますので、災害が起きた地域ごとにいろいろな活動、災害の状況によって指揮命令に基づいて活動することはありますけれども、住民と一緒にやるというより、どちらかという部隊活動を中心にやってもらう。それ以外の部分については、自主防災組織、これは東京の場合は町会・自治会が中心になっていますけれども、その防災リーダーをつくらせていって、何かあればその地域をまずは守ってもらうというのが、今、東京でやっている内容であります。とはいっても、23区と三多摩で違いますし、三多摩の山間部に行くと、まさしく消防団よりも地域のコミュニティーでやってもらわなきゃいけない。実際にはその自主防災組織の方々に防災

リーダーになってもらって活動しているというのが、現実であります。そういう意味では、全国でいろんな事情が地域ごとに違いますので、よくその辺の分析をしながら、それぞれの地域の防災力を上げていくということも重要だというふうに思います。

あと、学生消防団も、今、だんだん増えてきております。青山委員がおっしゃったとおり、認証制度ということで、一応、社会貢献活動をしたよという証明書を出すということで、これも4月から運用を開始いたしました。これがあるから就職活動がどのぐらい…、効果が出てもらいたいのですが、これは消防だけではなかなかできないので、経済界も含めて認識を高めてもらうということが、一方では大事かなという気がいたします。

以上であります。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。

それでは、最後に、田中委員、よろしく。まとめも兼ねて発言していただけると、助かります。

【田中委員】 今日は大きく、女性の消防団員のことをどう考えるのかという問題が一つと、総合力をどうするのか、総合力をつけることに向けてどうするのか、それから、地域の差をどう見ていくのかというような論点があったと思います。正直言うと、最初の問題に関しては、私、社会学系の人間として極めて違和感を持って聞いていました。女性がとか、女性に合った役割とかは、ご本人の意思の問題であるし、また、地域による文化とかがあるのであって、国がとやかく言う話ではない。むしろ、国の役割は、環境整備はどうするのかということだと思います。例えば、先ほど装備の話も出ておられましたけれども、時々伺うのは、消防団員として出なきゃいけないときに、子供をどうするのかといったような問題とかですね。環境をどういうふうに整える、そういう要件とか配慮事項というのをきっちりと議論しておけばよい話で、女性の能力に合った団員の制度をつくってどうのこうのっていう話はやっぱり、違和感があります。

あともう一つは、いろんなところで、もともとの経緯も含め、だんだん範囲が広がってきているのだと思うのですが、火災なのか、大規模災害なのかという軸で随分違いがある議論が展開されていますし、緊急時なのか、事前なのかというのでも随分違う議論がなされています。社会学者はこういう二軸で四つ類型するのが好きなのですが、そういう面で見ると、やはり消防と言う中核の部分である基本ラインをどうするのかというところが大きな原則だったと思います。この基本ラインは消防団の力を予防にも生かしていかなきゃいけないし、災害の地域への波及にも生かしていかなきゃいけない。現実、そうなって

いるわけですね。と同時に、基本ラインに吸引していくための仕組みとしての機能別とか、幾つか議論が分かれていたような気がいたします。そういう面では、基本ラインの議論と、大規模災害で一種の予備役的な部分というのは、大分違う議論が多分あるのだと思います。例えば予備役的な部分だと、OBもあるだろうし、自衛消防隊、企業をどう使うのかというの、地域類型でいけば、都市部で圧倒的に大きいわけですね。火災予防というのはもちろん通常の活動でやっていかれるわけですが、それをどうしていくのかというので、自主防とか、防災士とか、さまざまなところとの連携が必要になってくる。それを秋本先生は総合力という言い方をされましたよね。全部を消防団が担うというのは難しい話なので、そこを自主防とどううまく機能分けをしていくのか。うまくやっているところは、消防団員のOBが自主防の防災委員みたいなのをやって、その力をリーダーとしてうまく回していくみたいなのところもあるので、そこをどううまくしていくのかという絵を少し描いていく必要があるんじゃないかなという気がいたしました。

あともう一つは、大きいところとしては、我々、地域をどういうふうによく捉えながらやっていくのか。類型と現実との差をうまく、どういうふうに留意事項みたいにつけていくのが、一つポイントなのかなあという気がいたしました。

伺っての感想ということであります。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。

ということで、ちょうど時間になりましたので、一応、きょうの意見交換はこの程度にさせていただきたいと思います。次回、次々回も引き続き議論をさせていただきますので、きょう十分語り尽くせなかったところは次回にお願いしたいと思います。

特に何か、委員の方から、その他ということでご発言ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。非常に強引な運営で、申しわけございません。

それでは、一応、議事は終わったということで、最後に、事務局から事務連絡がございましたら、よろしくお願いたします。

【圓増課長補佐】 皆様、本日はありがとうございました。次回第7回の会議は、8月から9月ごろの開催を予定しております。後日、事務担当者から日程照会等のご連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。 以上でございます。

【室崎会長】 どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。どうも、いろいろありがとうございました。